

大月市発注工事に関わる現場代理人及び主任技術者の他工事との
兼任を一部認める措置実施基準

令和2年2月1日

(目的)

第1条 この基準は、大月市（以下「市」という。）が発注する工事請負契約の相手方（以下「請負者」という。）の現場代理人及び主任技術者の他工事との兼任を認めることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象工事)

第2条 市は請負者が、次の各号の要件をすべて満たす場合に、現場代理人及び主任技術者の兼任を認めるものとする。ただし、契約期間の重複する複数の請負契約に係る工事であり、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により契約される場合に限る。）は、第1号及び第2号の規定を適用しない。

- (1) 大月市が発注する工事。
- (2) 大月市発注工事と山梨県及び東部地域広域水道企業団の発注工事については、山梨県県土整備部「建設工事の主任技術者及び現場代理人の兼任に係る当面の取扱いについての運用（平成31年4月改定）」に規定するものとする。
- (3) 兼任する工事現場間で常時連絡が取れる体制にあり、現場監督員から立会を求められたときは、常に立会うことができること。
- (4) 兼任を認めることが、特記仕様書において明示されていること。
- (5) 兼任する工事の中に、低入札調査基準価格を下回った価格で落札した工事が含まれていないこと。

(対象工事の明記)

第3条 起工の際、工事監督課は特記仕様書に、また契約担当課は入札等関係資料に対象工事であることを明記するものとする。

(届出の確認)

第4条 工事監督課及び契約担当課は、現場代理人及び主任技術者兼任届の内容と現場での施工とに相違がないよう、兼任する他の工事の時期や請負額の変更状況を踏まえ確認を行うものとする。

(現場代理人の常駐方法)

第5条 複数の工事を兼任する現場代理人は、一つの工事に偏ることなく適切に各工事を管理するものとし、工事中は必ずいずれかの工事箇所に駐在するものとする。

(虚偽等の対応)

第6条 工事監督課及び契約担当課は、請負者が現場代理人及び主任技術者兼任届に兼任する工事件名等の記載をせず、又は事実と異なる工事件名等の虚偽の記載をしている場合にあっては、工事成績評定への反映を行うとともに、指名停止措置や契約解除等の措置を講ずるものとする。また、これらの措置

については、公表を原則とするものとする。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

この基準は、平成24年11月1日から施行する。

この基準は、平成28年9月1日から施行する。

この基準は、令和2年2月1日から施行する。